

3月は県内一斉地方税滞納整理強化月間です

税金の納め忘れはありませんか

問税務課 ☎(57)4124

皆様の納めた税金で町の行政サービスを支えています。納税しない人が増えると、生活に必要な様々な事業が行えなくなります。町税を納期限内に納めていただいた大勢の町民の皆様との公平・公正性を保つため、3月を地方税滞納整理強化月間として県と協働で徴収の強化に取り組みます。

また、失業、本人や家族の病気、事故、事業不振などで一時的に納税が困難な場合は、お早めにご相談ください。

自主的な納期内納付を

住民の皆様の自主的な納税を期待しております。また、納税に便利な口座振替（取扱金融機関：足利銀行・栃木銀行・足利小山信用金庫・常陽銀行・小山農業協同組合・ゆうちょ銀行）もお申し込みによりできますので是非ご利用ください。

口座振替は、給与所得に係る特別徴収義務者様もご利用（取扱金融機関：ゆうちょ銀行）できます。

期限までに納付がない場合は、滞納処分（財産の差し押さえ・公売など）を行うことになります。滞納処分されないよう、皆様の自主的な納税をお願いします。

こんなときは

- Q. 納付書の納期限が過ぎてしまいました。どうしたらよいですか。
- A. 全期前納の納付書は、納期限までしか使えません。期別の納付書は、納期限が過ぎていても金融機関や役場の窓口で納付することができます。窓口で納付できない場合は、コンビニエンスストアで使用できる納付書を税務課で再発行しますので、電話等でお申し付けください。

- Q. コンビニエンスストアで納付書が使えませんでした。どうしてですか。
- A. 納付書に利用期限があり、その翌日からは使えません。また、バーコードが破損し読み取れない場合もあります。この場合、金融機関か役場の窓口で納付いただくか、税務課に電話等で納付書の再発行をお申し付けください。

- Q. コンビニエンスストアで納付すると手数料はかかりますか。
- A. いいえ、手数料はかかりません。



近年、インターネットによるオンライン申請の普及等により申請数が減少していることから、3月31日（火）をもって発行を終了させていただきますのでお知らせいたします。

なお、4月1日以降に発行を希望される場合には、宇都宮地方法務局小山出張所（郵送も可）へ請求いただくか、登記・供託オンライン申請システム（<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/>）の利用をお願いいたします。

「公図の写し」の発行
終了について
問税務課 ☎(57)4123